

第 1 法人税基本通達関係

1 事業年度

【改正の概要】

令和 4 年 3 月 31 日に公布された土地改良法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 9 号）により土地改良法が改正され、土地改良区（法人税法上の公共法人）は、その選択により、一般社団法人（法人税法上の公益法人等又は普通法人）又は認可地縁団体（法人税法上の公益法人等）への組織変更ができることとされた（令和 5 年 4 月 1 日施行）。

これを受けて、令和 5 年度の税制改正において事業年度の特例の規定が整備され、公共法人が事業年度の中途において収益事業を行う公益法人等又は普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった場合について、その該当することとなった日の前日に事業年度が終了し、これに続く事業年度は同日の翌日から開始することとされた（法14①四イロ）。